

質問への回答

(江東区総合区民センター駐車場運営事業委託プロポーザル)

No.	資料名・ページ番号	質問内容	回答
1	実施要領3(9)	サービス拠点とは一般的な営業所ではなく、トラブル・緊急時に現地まで駆けつける事ができる機器保守スタッフの拠点という認識でよろしいでしょうか？またその場合には夜間であっても一時対応だけでなく修理まで対応可能な体制を備えているものという認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 サービス拠点は、トラブル等の緊急対応を要する場合に、迅速に総合区民センターまで駆けつけることができるように、スタッフ等が待機している近隣の詰所を想定しています。また、夜間であっても、一時対応だけでなく修理まで対応可能な体制が必要となります。
2	仕様書10(2)②	障害者の利用は無料とするとありますが、総合区民センター利用者以外の方も無料とするのでしょうか？その場合は閉館時にも事業者にて料金の減免が可能な体制を備える必要がありますでしょうか？	お見込みのとおりです。 障害者の利用については、総合区民センター利用者以外の方も無料として、24時間体制でのご対応をお願いします。
3	仕様書10(2)⑥	現状の減免処理は駐車券で認証する方式となっておりますが、利用者の混乱を避けるため現状の方式を踏襲することが好ましいでしょうか？	減免などの無料割引措置をするための技術的な方法については、事業者の提案事項としております。利用者の利便性を考慮した方式をご検討いただいて、企画提案書への記載をお願いします。
4	仕様書12(2)	貴市に提供するデータは毎月の定期報告が必要という認識でよろしいでしょうか？その場合、翌月5日頃の提出期限で問題ないでしょうか？	お見込みのとおりです。 報告書の提出期限については、翌月上旬頃で問題ありません。